

函館市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、特定非営利活動法人語りつぐ青函連絡船の会を対象として、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年2月18日

函館市監査委員 渡 辺 宏 身

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 北 原 善 通

函館市監査委員 茂 木 修

平成25年度 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象団体

特定非営利活動法人語りつぐ青函連絡船の会

2 監査の対象

公の施設の指定管理者監査

平成24年度において、函館市から函館市青函連絡船記念館摩周丸の指定管理者に指定された特定非営利活動法人語りつぐ青函連絡船の会における函館市青函連絡船記念館摩周丸管理業務に係る出納、その他これらに関連する事務

3 監査の期間

平成25年10月25日から平成26年1月27日まで

4 監査の方法

今回の監査は、上記公の施設の管理業務に関する出納および業務の執行状況等、これらの事務が適正に執行されているかについて、当該団体および函館市の関係書類について検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

公の施設の指定管理者監査の結果、対象となった事務は、適正に執行されていた。